

Goods and Services Tax : GST (物品サービス税) 関連憲法改正法が上院を通過

GST 導入への準備は進んでいますか？

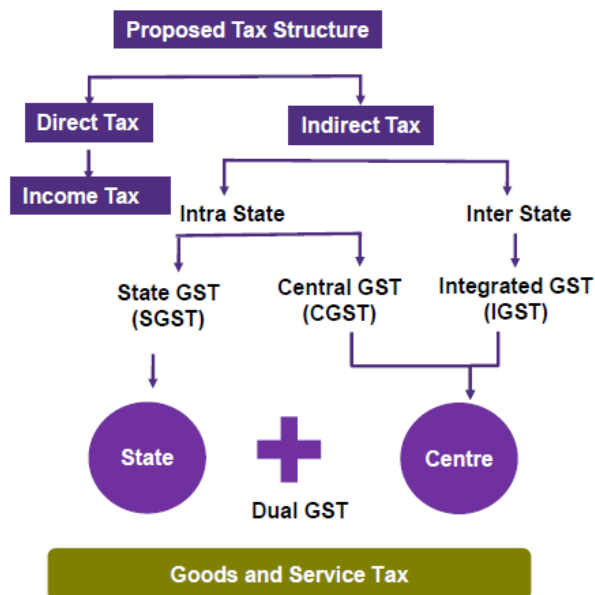
2016年8月

GST のこれまで経緯

インドの複雑で分かりにくい間接税制の抜本的改善のため、複数存在する間接税を GST という 1 つの税金に統合しようという議論が始められて約 10 年近くが経過します。2014 年のモディ政権誕生後、GST 導入は最重要政策の 1 つと位置づけられ導入に向けた動きが活発化し、今国会(Monsoon Session)において 8 月 3 日に上院で GST 導入に向けた憲法改正法案が通過となり、同 8 日には下院で再可決され、大きな進展を見せました。

なお、憲法改正には過半数の州議会の追認が必要です。憲法改正を受けて、GST 法案の国会及び各州議会での可決・成立が必要です。そのたたき台となる Model GST Law はドラフトが公開されています。政府は 2017 年 4 月の導入を目標としていますが、現実的には非常に厳しい目標であり、2017 年あるいは 2018 年度の導入になるのではないかという声も聞かれます。

現在提案されている GST の構造



現在提案されている GST の仕組みは Dual GST と呼ばれ、左図のような構造となっています。

中央政府の取り分である Central GST : CGST と州政府の取り分である State GST : SGST を設け、州をまたぐ取引に係る CGST・SGST は Integrated GST : IGST としてプールするという仕組みです。現在の税制では複雑になっている各税金の相殺控除関係も GST の下では簡素な形となると考えられます。仕入時に支払う GST と売上時に受け取る GST は基本的に相殺控除でき、現在の中央売上税(Central Sales Tax : CST)のような相殺控除できずコストとなる税金が解消されることが期待されます。

GST は物品取引、サービス取引の両方を対象とする税金であり、現行制度のように物品取引には VAT や CST、サービス取引にはサービス税、といった別の税金が課されることがなくなります。

GST 導入の影響

GST の導入は現在の間接税制を根本的に変更するものであり、影響は広範囲かつ大きなものになると予想されます。特に以下の分野では注意が必要です。

● サプライチェーンへの影響

現行の間接税制を前提としたサプライチェーンは見直しが必要になると考えられます。州内、州外、輸入など、取引に応じた税金面への影響分析が必須です。また GST を前提とした物流網(倉庫網のあり方など)への影響分析も必要になると考えられます。

● キャッシュフローへの影響

現行の間接税は税目ごとに課税タイミングが異なっていますが、GST の下では「Supply」時点での課税に統一されることが予定されています。この課税タイミングの変化によって間接税に関するキャッシュイン・アウトのタイミングが変わってくると考えられます。また、この Supply の概念には在庫移動も含まれるとの解釈がされており、仕入・販売以外のタイミングでの GST 課税も考えられます。加えて、これまでの免税や還付のあり方やタイミングも変わってくると考えられます。

● コンプライアンス対応への影響

現在提案されている Dual GST では、州政府の SGST を含むために州政府ごとの登録・申告・納税が必要となると考えられます。また、CGST、SGST、IGST ごとの会計処理・区分管理や各種証憑類の保管、GST に合致した契約書や請求書への改訂など、各種コンプライアンス対応が必要になると考えられます。

● IT システムへの影響

現行の間接税制に対応した IT システムは全て GST に対応したものに変更する必要があります。例えば、税目・税率の設定変更、請求書等の新たなフォーマット設定、クレジット(相殺控除)登録・条件の変更(特に物品取引とサービス取引のクロスクレジットへの対応)などが考えられ、影響は広い範囲に及ぶと考えられます。

GST 対応はグラントソントンにお任せください

- GST 導入による影響は**広範囲**にわたり、かつビジネスへの**大きな影響**があると考えられます
- **適切な導入準備には相当の時間**を要し、GST 導入が最終決定してからの対応では遅くなってしまう可能性があります
- グラントソントンは、GST 導入による貴社の**タックスポジション**への影響、**プロセス**への影響、**システム**への影響、**コンプライアンス**への影響について、**総合的に分析**し、貴社に**必要な対応**をご提案いたします
- 税率や免税範囲、詳細な手続面などの決定は今後の議論を待つ必要がありますが、少なくとも、現在公開されている情報を基にした**現状分析**と GST 導入による**影響ポイントの把握**は、**現時点で必須**と考えます
- 当法人 GST 担当者によるミーティングと貴社への影響に関する概略のご説明をご要望の際はジャパンデスク担当花輪(Daisuke.hanawa@in.gt.com)までご連絡ください(無料)。

About Grant Thornton in India

グラントソントン・インディアは、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームです。3,000人超の人員、国内12都市(New Delhi, Ahmedabad, Bengaluru, Chandigarh, Chennai, Gurgaon, Hyderabad, Kochi, Kolkata, Mumbai, Noida, Pune)のオフィスと各都市に提携事務所を有し、クライアントの皆様のビジネスに最適なコンプライアンスサービス(会計、監査、税務)、クライアントの皆様を新たなステージへと導き成長をサポートするビジネスアドバイザーサービスを提供しています。

About Indo-Japan Desk

日印双方のグラントソントンにそれぞれ日本人会計士、インド人会計士を派遣し、両国におけるスムーズなビジネスサポート体制を整えています。お気軽に下記担当者までご連絡ください。

ジャパンドesk担当(インド駐在) 花輪大資 daisuke.hanawa@in.gt.com

インドdesk担当(日本駐在) ゴーラフ マルホトラ malhotra.gaurav@gtjapan.or.jp

www.grantthornton.in

[Click here to view Grant Thornton's privacy policy](#)

[Opt-out of email messages from Grant Thornton](#)



Follow us @GrantThorntonIN

Disclaimer

本文書の情報や見解は、信頼性ある情報源をもとに構成されていますが、適切性、完全性、正確性についていかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

© 2016 Grant Thornton India LLP. All rights reserved. "Grant Thornton in India" means Grant Thornton India LLP, a member firm within Grant Thornton International Ltd, and those legal entities which are its related parties as defined by the Companies Act, 2013.

Grant Thornton India LLP (formerly Grant Thornton India) is registered with limited liability with identity number AAA-7677 and has its registered office at L-41 Connaught Circus, New Delhi, 110001.

References to Grant Thornton are to Grant Thornton International Ltd (Grant Thornton International) or its member firms. Grant Thornton International and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered independently by the member firms.